共同募金運動強化モデル推進事業実施要綱

第１（目的）

　昭和２２年から始まった共同募金運動は、関係者をはじめ広く国民の理解と協力に支えられ、地域福祉の推進に大きく貢献してきました。

しかし、平成8年をピークに、その後、募金額の減少が続いており、その原因として、運動の目的や解決すべき課題への理解や共感よりも、寄付を集めることだけが強く意識されるようになってしまっているように思われます。この現状を打開し、「運動性の再生」を実現するため、助成と募金の循環によって地域課題の解決が図られるよう、共同募金のしくみを再構築することが早急の課題となっています。

また、世界的なパンデミックの影響やウクライナ戦争、物価高騰など、共同募金運動を取り巻く状況は更に厳しさを増していると思われます。

こうしたことから、福井県共同募金会（以下、「本会」という。）では、地域における共同募金運動の実施体制の整備や募金増強、感染予防対策のための衛生配慮など市町共同募金委員会が行う取組みを支援することにより地域福祉を推進し、共同募金運動の発展に資するため共同募金運動強化モデル事業を推進します。

第２（対象団体）

　　市町共同募金委員会

第３（対象事業）

　　モデル事業の対象事業は、次のとおりとする

1. 市町共同募金委員会の委員会運営を活性化する取組み

（２）戸別募金や法人募金などの対策を効果的に行う啓発方法などの取組み

（３）使途選択募金など募金増強に関する取組み

（４）新型コロナウイルス感染予防対策のための衛生配慮による取組み

（５）特に福井県共同募金会会長が必要と認めた取組み

第４（助成金額）

　　１件１０万円を上限とし、本会の予算の範囲内とする。

第５（申請手続き）

　　助成金の交付を受けようとする者は、申請書（別紙１）を本会に提出するものとする。

第６（助成決定）

　本会は、申請書の内容を審査し、適当と認めたときは助成金の交付を決定し、　　市町共同募金委員会へ通知するものとする。

第７（事業内容の変更）

　　助成金の交付決定後に事業内容を変更しようとする場合は、本会と協議するものとする。

第８（事業報告）

　　助成金の交付決定を受けた市町共同募金委員会は、事業を終了した日から３０日経過した日までに、本会に事業報告書（別紙２）を提出するものとする。

第９（勘定科目）

　　助成金は、市町共同募金委員会の事務費の勘定科目「事業活動による収入」の「経常経費補助金収入」で受入れ、事務費サービス区分の支出で年度内に実施するものとする。

第１０（補則）

　　この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。